

# 申立書

平成 年 月 日

千葉県自動車税事務所長 様

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

登録番号		車台番号	
車名		原動機の型式	
型式		備考	

この自動車は、下記理由により、平成 年 月 日に、

〔 使用済自動車、滅失、解体、用途廃止、  
不明、盗難、その他( ) 〕 となっていることに相違ありません。

理由

個人が申し立てる場合は、申立者の氏名を自署すれば、押印を省略することができる。  
申立書の記載内容が偽りであることが判明した場合は、当該自動車や納税義務者等に対し調査を行います。調査の結果、地方税法第160条(自動車税の脱税に関する罪)に該当すると認められる場合、同法第174条で準用する国税犯則取締法に基づく告発等処分を行うことがあります。